

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「よつて」を「よって」に改め、同条第2項中「当たつては」を「当たっては」に改める。

第5条第7号中「あつた」を「あった」に、「よつて」を「よって」に、「なつた」を「なった」に改める。

第6条第1項第1号ただし書中「あつては」を「あっては」に改め、同号クワ中「行つた」を「行った」に改め、同項第5号中「あつては」を「あっては」に改める。

第7条第3項中「あつては」を「あっては」に、「失つた」を「失った」に改める。

第9条第6項第1号中「あつて」を「あって」に改める。

第11条第1項中「よつて」を「よって」に改め、同条第3項中「あつた」を「あった」に改める。

第12条第1項中「あつた」を「あった」に改め、同条第6項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第13条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第14条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第16条第1項本文中「政令」を「、政令」に改め、同項ただし書中「規定による」の次に「報告の」を加え、「行つた」を「行った」に改め、同条に次の1項を加える。

4 知事は、県公営住宅の入居者（省令第8条で定める者に該当する者に限る。）が前条第1項の規定による収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の県公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令第2条に規定する方法により、省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該県公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めるものとする。

第17条第2号中「かかつた」を「かかった」に改める。

第18条第1項中「あつた」を「あった」に改める。

第19条第2項中「第17条の各号」を「第17条各号」に改める。

第21条第3項中「よつて」を「よって」に改める。

第29条第2項中「あつては」を「あっては」に改める。

第31条第1項中「第16条第1項」の次に「及び第4項」を加え、「あつては」を「あっては」に改める。

第32条第4項第1号中「かかつている」を「かかっている」に改める。

第33条第1項中「第16条第1項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「あつては」を「あっては」に改める。

第34条の見出し中「あつせん」を「あっせん」に改め、同条中「あつた」を「あった」に、「あつせん」を「あっせん」に改める。

第36条の見出し中「収入状況」を「収入状況の」に改め、同条第1項中「第16条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「あつせん」を「あっせん」に改める。

第39条中「第16条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第40条中「第16条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第42条第1項第1号中「よつて」を「よって」に改め、同項第3号中「き損」を「毀損」に改め、同条第3項及び第4項中「行つた」を「行った」に改め、同条第6項中「代わつて」を「代わって」に改める。

第43条第2項中「附す」を「付す」に改める。

第44条第2項中「あつた」を「あった」に改める。

第52条第1項中「第16条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第53条中「第16条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「あつせん」を「あっせん」に改める。

第54条中「あつた」を「あった」に、「明渡した」を「明け渡した」に改め、「第16条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「あつせん」を「あっせん」に、「第40条第1項」を「第40条」に改める。

第55条第1項第1号中「失つた」を「失った」に、「至つた」を「至った」に改め、同

項第2号中「失つた」を「失った」に改め、同条第2項中「しなくなつた」を「しなくなつた」に改める。

第57条第2項及び第59条第1項中「あつては」を「あつては」に改める。

第63条第4号中「き損」を「毀損」に改め、同条第5号中「失つた」を「失った」に改める。

第65条中「あつて」を「あつて」に改める。

第68条中「あつた」を「あつた」に改め、同条第3号中「沿つた」を「沿つた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年11月28日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、県公営住宅入居者である認知症患者等の収入の申告義務を緩和する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。